

税務についての基本的な考え方

背景

アステラスは、多くの国々で事業を展開するとともに従業員を雇用し、法人税などの事業活動に伴い生じる租税や、従業員の雇用により生じる租税など様々な税金を支払っています。同時に、アステラスは、持続的に企業価値を向上させるため、適用される税法を遵守しつつ、株主に対して税務を管理する責任を負っています。

アステラスは先端・信頼の医薬で世界の人々の健康に貢献することをその存在意義としており、様々な国及び地域で事業を行っております。アステラスは、常に、高い倫理観をもって、経営活動に取り組んでおり、事業活動を行う国・地域における納税を適切に行います。

上記の責任を果たすため、アステラスは、アステラスで働くすべての者に適用される「アステラスグループ行動規準^{*1}」に則り、その事業活動を行うすべての国・地域において、税務に関する以下の取り組みを行っています。

基本的な考え方

1. 税務ガバナンス

アステラスは、事業実態に沿った納税義務を履行するため、社内規程・手続を明確に定め、その規準に則り、税務リスクの把握、評価及び管理を実施し、適切に説明する責任を負っています。

アステラスのグローバル税務ポリシー及び移転価格ポリシーは、代表取締役社長により承認され、アステラス全体で運用されています。

アステラスの税務グループ責任者は、これらのポリシーがアステラス全体で遵守されていることを担保するための手続を構築し、それを維持し、さらに、グローバル税務チームがその手続に従い、職務を遂行する能力と経験を有することを確保する責任を負っています。

2. 税務コンプライアンス

アステラスは、事業活動を行っている各国の税務法令を遵守するために定めた税務に関する行動規準を有し、適用される法令の内容だけでなくその趣旨も含め理解し、各国における適正な納税の実施に努めています。

3. 移転価格

アステラスは、OECD 移転価格ガイドラインをはじめ各国の移転価格税制及び関連規則に準拠し、機能リスク分析に基づいた移転価格算定方法を適切に適用し、グループ会社間の取引価格を決定し、移転価格文書の作成を行っています。

さらに、二国間事前確認（Advance Pricing Agreements、“APA”）により税務当局間による事前合意を適宜取得します。APA は、移転価格に係る予測可能性を確保し、税務当局とアステラスの双方にとって、長期にわたる税務の確実性を担保します。

4. 無形資産

アステラスにとって、基礎研究及び開発活動により創出される無形資産は重要な資産です。研究開発など付加価値の高い活動を行い、かつ関連するリスクを負担する法人が、アステラスにおける無形資産の所有者と定義されます。それらの法人は無形資産から得られる収益に対する貢献が高いと考えられます。一方、それらの法人以外の法人は、無形資産の創出に貢献しないため、収益への貢献が相対的に限られたものとなります。収益の配分は、取引から生まれる利益に対するそれぞれの貢献の価値に応じて実施されます。

5. 税務当局との関係

アステラスは、各国政府及び税務当局と建設的且つ相互尊重に基づく関係を構築・維持し、税務当局と協力して、税務の紛争解決、早期合意・確実性の担保を目指します。

6. 税務に対する姿勢

アステラスは、事業活動を行う際に、持続可能な成長の観点を以って、各国の税務法令を考慮します。この例として、二重課税（同じ所得に対して複数の国で課税されること）リスクを適切に軽減するための対策を講じています。すべての取引は、事業上の目的又は商業上の合理性を以って実施され、租税回避を目的としてタックスヘイブンを利用したり低税率地域に利益を移転する取引は行いません。

さらに、アステラスは OECD による租税回避行為防止のための BEPS²の取り組みを支持しています。

7. 法定開示要件

- (1) 本ステートメントは、アステラスが事業活動を行う国・地域における法定開示義務を果たすことを意図しています。なお、当開示義務には、英国 2016 年度財政法附則第 19 条第 16 項(2)における税務戦略開示要件を含み、2025 年 3 月期事業年度に関して、アステラス製薬及びその英国における子会社は当要件を満たしています。

- (2) EU 開示要件を満たした地域別の納税額については、下記参考資料 3 をご参照ください。なお、数値は、国別報告書に基づいており、連結財務諸表の記載とは異なります。

参考資料

1. アステラスグループ行動規準

<https://www.astellas.com/jp/about/charter-of-corporate-conduct-group-code-of-conduct>

2. BEPS

<https://www.oecd.org/tax/beps/>

BEPS とは Base Erosion and Profit Shifting の略語であり、日本語では一般的に「税源浸食と利益移転」と訳される。

3. 国別納税額等（サマリー）

<https://www.astellas.com/jp/about/our-tax-data>